

# 後期高齢者医療制度のお知らせ(第2号)

## ①新しい保険料率が決まりました。

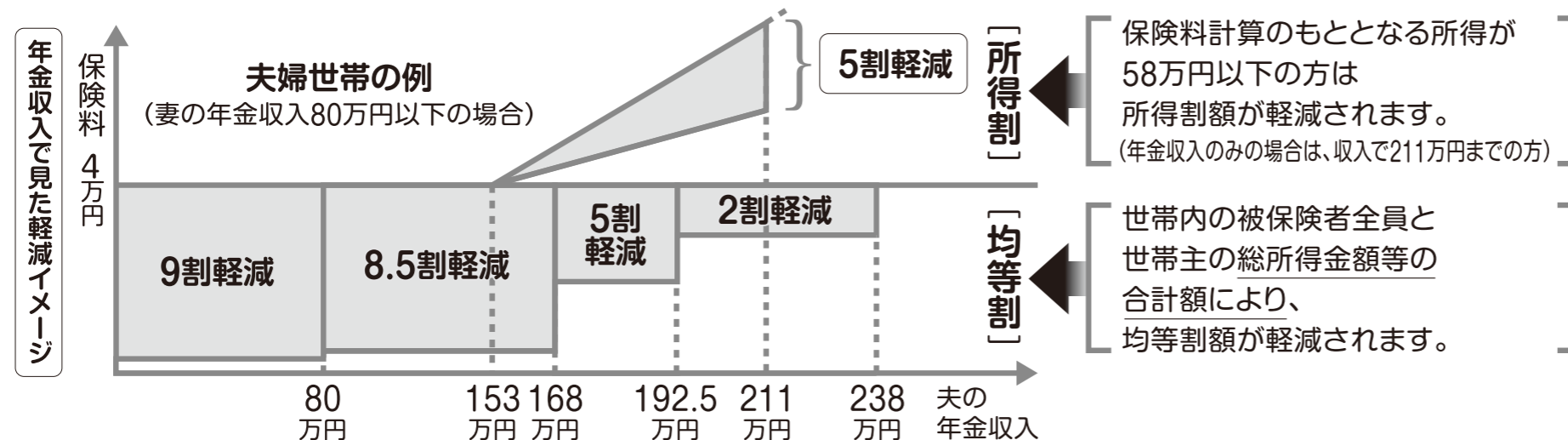
○均等割額を据え置いたことで、全体の約7割の方の保険料は変わりません。

	これまでの保険料率 (平成20・21年度)	新しい保険料率 (平成22・23年度)	増減
均等割額	40,000円	40,000円	据え置き
所得割率	7.45%	7.60%	+0.15%

○新しい保険料率で計算した各被保険者の平成22年度保険料額は、**今年の8月以降**に各市町村からお知らせいたします。

○檜枝岐村、只見町、昭和村、矢祭町の4町村にお住まいの方は、不均一賦課により上記の保険料率とは異なります。

## ②平成22年度も保険料の軽減措置を継続します。



●後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方(市町村の国民健康保険や、国民健康保険組合は含まれません)

**均等割額 9割軽減**

詳しい内容については、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

**福島県後期高齢者医療広域連合**

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025 (代表)

## ジェネリック医薬品を利用しましょう

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは**  
新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに発売される、新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品です。
- 効き目や安全性**  
国の厳格な審査により、品質、有効性、安全性が確認されたものだけが製造販売の許可を受けています。
- ジェネリック医薬品は経済的**  
ジェネリック医薬品は、一般的に安価で提供されており、窓口負担の軽減や医療保険財政の改善につながります。

- ジェネリック医薬品を希望するときは**  
「ジェネリック医薬品希望カード」を医師や薬剤師に提示することで、その意思を伝えることができます。



〈ジェネリック医薬品希望カード〉

※治療内容によっては、医師が新薬が適切だと判断し変更できない場合もあります。  
※3月末までに全ての被保険者の方へお送りする予定です。

